第二項	又は第四十二条の十一第三項	若しくは第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の十第三項
第三項	若しくは第四十二条の十一第四項	、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項
第四項	第六十八条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号

2　前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第四十二条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	当該各号に定める金額
	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の条の規定（改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧措置法」という。）第三項の規定により旧措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合を含む。）及び震災特例法第十七条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定により同条第二項に規定する税額控除限度額のうちこれらの規定による税額控除をしてもなお控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する税額控除限度超過額のうちこれらの規定による税額控除をしてもなお控除しきれない金額を控除した金額（震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定により同条第二項に規定する税額控除限度